

下記の業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和7年3月28日

静岡県知事 鈴木康友

1 業務概要

(1) 業務名

令和7年度離職者のITスキル向上支援事業業務委託

(2) 業務内容

企画提案仕様書のとおり

2 契約期間

契約締結日から令和8年3月13日まで

3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書（企画提案書）の提出期限の日から契約の日までの期間に、静岡県の機関が定める指名停止等の基準による指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 当該業務を実施するノウハウ及び体制を有していること。
- (5) 静岡県内に本社、支社、営業所等の業務拠点を有し、委託者の求めに応じ速やかな対応が可能な者であること。
- (6) 静岡県税の未納がない者であること。
- (7) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 選定基準

提出された書類と説明に基づき総合的に審査して決定する。

5 手続等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館7階
静岡県経済産業部就業支援局職業能力開発課
電話：054-221-2822 FAX：054-271-1979 E-mail：syokunow@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案実施要領及び企画提案仕様書の配布

ア 配布期間

令和7年3月28日（金）から令和7年4月11日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 配布方法

(1)の担当部局宛てに、件名を「離職者のITスキル向上支援事業業務委託企画提案実施要領等送付依頼」として電子メールを送信すること。送信アドレス宛てに企画提案実施要領等の電子データを送付する。

(3) 提出書類

ア 提出書類 企画提案実施要領による。

イ 提出期限 参加表明書 令和7年4月14日（月）午後5時まで 電子メール、郵送又は持参
企画提案書等 令和7年4月17日（木）午後5時まで 郵送又は持参

ウ 提出場所 上記(1)に同じ

(4) 企画説明（プレゼンテーション）

詳細は参加者に別途通知する。

6 その他

(1) 詳細は企画提案実施要領及び企画提案仕様書による。

(2) 説明会は行わない。

(3) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 照会窓口は、静岡県経済産業部就業支援局職業能力開発課（電話番号 054-221-2822）とする。